

平成二十年文部科学省令第二十九号

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則
（受領冊数集計報告書の作成等）

第一条 障害のある児童及び生徒による電磁的記録の提供

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一条）第五条第一項及び第二項、第十二条第二項並びに第十六条並びに障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）第二条から第五条までの規定に基づき、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

第二条 前項に定めるもののほか、教科用図書発行者が提供する電磁的記録の方

前項に定めるもののほか、教科用図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十一年法律第八十一条）第五条第一項の規定により教科用図書発行者が行う検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供は、文部科学大臣が定める種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。第三条において同じ。）について、光ディスクその他これに準ずる物を交付する方法又は電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法により行うものとする。

第三条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が提供する電磁的記録の方

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が行う電磁的記録の提供は、光ディスクその他のこれに準ずる物を交付する方法又は電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法により文部科学大臣が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第四条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第五条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第六条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第七条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第八条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第九条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第十条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第十一条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

第十二条 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者

前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

（納入冊数集計表の作成等）

第五条 令第三条の規定により教科用特定図書等発行者の作成する納入冊数集計表（次条第二項において「納入冊数集計表」という。）は、別に定める様式により作成し、前期用の教科用特定図書等に係るものにあつては毎年度五月十五日までに、後期用の教科用特定図書等及び前期転学用

の教科用特定図書等に係るものにあつてはそれぞれ毎年度十月十五日までに、後期転学用の教科用特定図書等に係るものにあつては毎年度二月二十日までに、それぞれこれを提出しなければならない。

第六条 令第四条第一項の規定により都道府県の教育委員会の作成する受領冊数集計報告書（次項において「受領冊数集計報告書」という。）は、別に定める様式により作成しなければならない。

（受領冊数集計報告書の作成等）
第六条 令第四条第一項の規定により都道府県の教育委員会が受領冊数集計報告書を提出し並びに納入冊数集計表及び受領証明書を返付するに当たっては、受領冊数集計報告書及び納入冊数集計表に同項の規定による確認をした旨をそれぞれ記載し、前期用の教科用特定図書等に係るものにあっては毎年度五月三十一日までに、後期用の教科用特定図書等及び前期転学用の教科用特定図書等に係るものにあつてはそれぞれ毎年度十月三十一日までに、後期転学用の教科用特定図書等に係るものにあつては毎年度三月二十五日までに、それぞれ提出又は返付しなければならない。

第七条 令第五条第一項の規定による児童及び生徒の名簿は、別に定める様式により作成しなければならない。

（給与名簿の作成及び給与児童生徒数の報告）
第七条 令第五条第一項の規定による児童及び生徒の名簿は、別に定める様式により作成しなければならない。

第八条 令第五条第一項の規定による都道府県の教育委員会に対する児童及び生徒の総数の報告は、別に定める様式により作成した書類により、前期用の教科用特定図書等の給与に係るものにあっては毎年度四月三十日までに、後期用の教科用特定図書等及び前期転学用の教科用特定図書等の給与に係るものにあつてはそれぞれ毎年度九月三十日までに、後期転学用の教科用特定図書等の給与に係るものにあつては毎年度三月三十日までに、それぞれこれをしなければならない。

第九条 令第五条第二項の規定による文部科学大臣に対する児童及び生徒の総数の報告は、別に定める様式により作成した書類により、前期用の教科用特定図書等及び前期転学用の教科用特定図書等の給与に係るものにあつてはそれぞれ毎年度十月三十一日までに、後期転学用の教科用特定図書等の給与に係るものにあつてはそれぞれ毎年度三月二十五日までに、それぞれこれをしなければならない。

（標準教科用特定図書等の需要数の報告）
第九条 令第五条第二項の規定による文部科学大臣に対する児童及び生徒の総数の報告は、別に定める様式により作成した書類により、前期用の教科用特定図書等及び前期転学用の教科用特定図書等の給与に係るものにあつてはそれぞれ毎年度十月三十一日までに、後期転学用の教科用特定図書等の給与に係るものにあつてはそれぞれ毎年度三月二十五日までに、それぞれこれをしなければならない。

第十条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）、第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、標準教科用特定図書等需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

第十一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年三月三一日文部科学省令第一二号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三年四月三日文部科学省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。